

県北広域振興局長告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年3月16日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370700221	社会福祉法人久慈市社会福祉事業団	大川目地区デイサービスセンター	久慈市大川目町第23地割2番地4	平成30年3月31日
0370700361	社会福祉法人久慈市社会福祉事業団	宇部地区デイサービスセンター	久慈市宇部町第5地割41番地	〃